

平成27年5月1日

新潟東港地域水道用水供給企業団

各位

最低制限価格等の調整について

国においては、平成27年度より、土木工事積算基準を改訂し、一般管理費等率及び現場管理費率について、見直しました。

予定価格における一般管理費・現場管理費の割合の増加により、相対的に、最低制限価格の設定率が引き下がることとなります。

当企業団においては、これらを考慮して、最低制限価格等の設定方法について、現行程度の設定率となるよう調整を行います。

記

1 最低制限価格について

- ・設定方法について、現行程度の設定率となるよう調整します。
- ・設定単位は、現行どおりです。なお、平成27年5月1日付けでお知らせした設定方法については、変更ありません。
- ・対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

2 変更時期

- ・平成27年5月7日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

※新潟東港地域水道用水供給企業団における最低制限価格の設定方法については、非公表です。